

環境衛生の知識



(騒音・振動)

国土交通省環境省「水道法第20条」登録検査機関
国土交通省環境省「水道法第34条」登録検査機関
経済産業省産業標準化法に基づく試験事業者(JNLA)登録機関
I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 機 関
I S O / I E C 1 7 0 2 5 認 定 試 験 所
水 道 G L P 認 定 取 得 機 関
特 定 計 量 証 明 事 業 登 録 機 関



一般財団法人

千葉県薬剤師会検査センター

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-12-11

技術検査部 TEL 043-242-5940 FAX043-242-3850

ISO/IEC17025 認定範囲につきましてはお問い合わせ下さい。

改訂履歴表

年月	改訂番号	改訂内容
平成 2 年		新規制定
平成 7 年 9 月	改訂 1	水道法、環境基準の法律改正による見直し
平成 13 年 8 月	改訂 2	各基準値等の解説の充実とダイオキシン類及び残土条例の追加
平成 17 年 6 月	改訂 3	各法律改正による内容の更新。 シックハウス、レジオネラ症を追加
平成 20 年 7 月	改訂 4	各法律改正による内容の更新。 内容の構成見直し
平成 21 年 8 月	改訂 5	各法律改正による内容の更新。
平成 22 年 4 月	改訂 6	騒音、振動に関する範囲に限定した内容に変更。改訂履歴の追加。
平成 25 年 8 月	改訂 7	センターの名称変更（財団法人→一般財団法人）
平成 27 年 4 月	改訂 8	航空機騒音に係る環境基準の変更
令和 7 年 4 月	改訂 9	各法律改正による内容の更新。

< 目 次 >

1. 騒 音 ・ 振 動	1
1.1 騒音の環境基準.....	2
1.2 航空機騒音に係る環境基準.....	4
1.3 新幹線騒音に係る環境基準.....	6
1.4 工場・事業場の騒音規制について.....	8
1.5 特定建設作業の騒音規制について.....	12
1.6 自動車騒音に係る要請限度.....	14
1.7 工場・事業場の振動規制について.....	15
1.8 特定建設作業の振動規制について.....	19
1.9 道路交通振動の要請限度.....	21

1. 騒音・振動

1.1 騒音の環境基準

平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号
(最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境庁告示第 54 号)
平成 15 年 3 月 28 日千葉県告示第 278 号
(最終改正：平成 24 年 3 月 23 日千葉県告示第 180 号)

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものであるとされます。

1) 基準値

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 注 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 注 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 注 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 注 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路の面する地域」という）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線を越える車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- (3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- (4) 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本産業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

2) 達成期間等

1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
- (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

3) 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

1.2 航空機騒音に係る環境基準

昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号
(最終改正：平成 19 年 12 月 17 日環境庁告示第 114 号)
昭和 53 年 8 月 29 日千葉県告示第 695 号
(最終改正：平成 30 年 3 月 23 日千葉県告示第 132 号)

飛行場周辺の航空機騒音に係る環境基準は以下のとおりです。
平成 19 年 12 月 17 日の航空騒音に係る環境基準の一部改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）により、加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）からエネルギー積分を行う評価指標である L_{den} へ変更された。

1）基準値

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

注 1) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 測定方法等

1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定、評価した場合における値とする。

(1) 測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル「 L_{AE} 」を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本産業規格 Z 8731 に従うものとする。

(2) 測定は、屋外でおこなうものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地域を選定するものとする。

(3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。

(4) 評価は、(1)算式アにより 1 日（午前 0 時から午後 12 時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル「 L_{den} 」を算出し、全測定日の「 L_{den} 」について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア
$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

注 i, j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、基準化時間（1 秒）をいい、 T とは、観測 1 日の時間（86400 秒）をいう。

算式イ
$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

注 N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

(5) 測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。

この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

2) 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
新設飛行場			直ちに	—
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		直ちに	—
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内	—
		B	10年以内	5年以内に、70デシベル未満とすること又70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
	成田国際空港		10年以内	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。
	第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに	

備考

- 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

1.3 新幹線騒音に係る環境基準

昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号
(最終改正：平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号)

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、以下のとおりです。

1) 基準値

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

注 1) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 測定方法等

1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- | |
|--|
| <p>(1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。</p> <p>(2) 測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。</p> <p>(3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。</p> <p>(4) 評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。</p> <p>(5) 測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。</p> |
|--|

- 3 1 の環境基準は、午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

2) 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかつ

た区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるように努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分			達成目標期間		
			既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域		3年以内	開業時直ちに	開業時直ちに
b	75デシベルを超え80デシベル未満の区域	イ	7年以内	開業時から3年以内	
		ロ	10年以内		
c	70デシベルを超え75デシベル以下の区域		10年以内	開業時から5年以内	

備考

- 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
 - 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
 - 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
 - 新設新幹線鉄道 (1) 及び (2) を除く新幹線鉄道
- 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

3) 騒音対策の実施方針

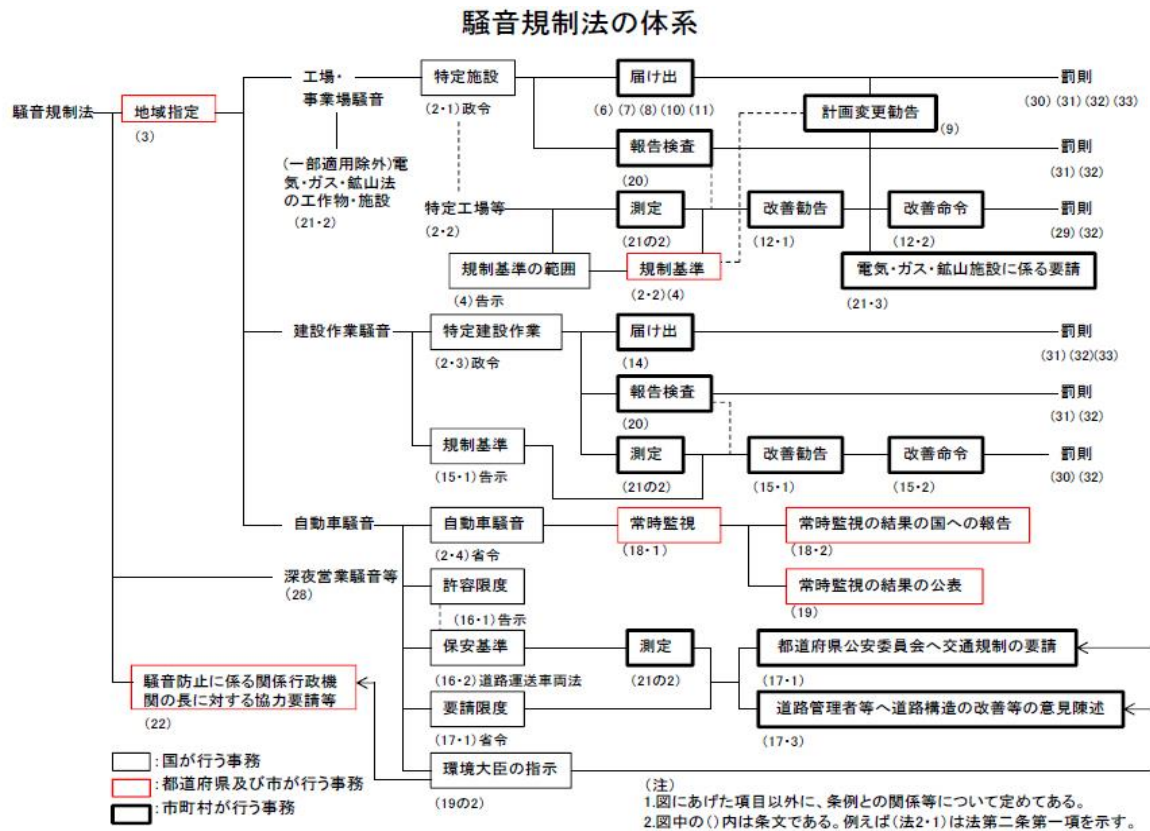
- 新幹線鉄道に係る騒音対策を実施するに際しては、当該新幹線鉄道沿線区域のうちaの区域に対する騒音対策を優先し、かつ、重点的に実施するものとする。
- 既設新幹線鉄道の沿線区域のうちbの区域及びcの区域に対する騒音対策を実施するに際しては、当該沿線区域のうちaの区域における音源対策の技術開発及び実施の状況並びに実施体制の整備及び財源措置等との関連における障害防止対策の進ちょく状況等を勘案し、逐次、その具体的実施方法の改訂を行うものとする。

1.4 工場・事業場の騒音規制について

騒音規制法では、機械プレスや送風機など、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場・事業場が規制対象となります。

具体的には、都道府県知事等が騒音について規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告等を行います。

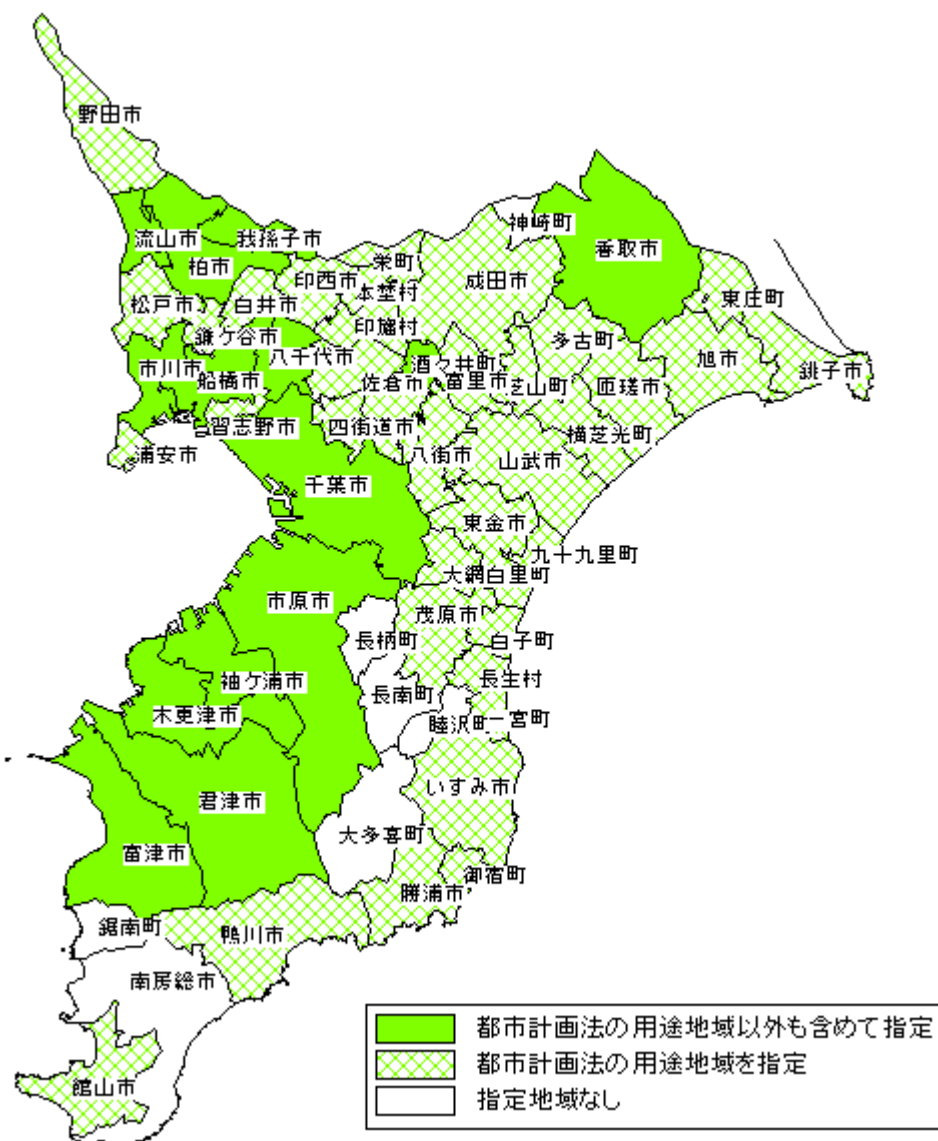
1) 騒音規制法の法体系



県（市における区域については市）が規制地域及び規制基準の告示を行い、それに基づいて届出及び指導業務を各市町村が行うことと規定されています。

2) 騒音規制法の規制地域

騒音規制法の法体系・規制地域



騒音規制法の指定地域については、昭和 49 年 8 月 20 日千葉県告示第 683 号（最終改正：令和 5 年 7 月 7 日告示第 270 号）をご覧ください。もしくは市町村又は千葉県環境生活部大気保全課までお問い合わせください。

3) 特定施設の届出について

指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、市町村長に所定の届出を行わなければなりません。

また、すでに届出をした特定施設の数等の変更をしようとするときも、市町村長に変更に係る所定の届出を行わなければなりません。(騒音規制法第6・7・8・10・11条)

特定施設等の設置の届出の窓口は、各市町村にてご確認ください。

また、指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界において、千葉県知事(市における区域については市長)が定める騒音規制法の規制基準を遵守しなければなりません。(騒音規制法第3・4・5条)

4) 騒音規制法の特定施設

騒音規制法施行令別表第1(下表参照)に掲げる施設を「特定施設」といいます。

1	金属 加工 機械	イ. 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)
		ロ. 製管機械
		ハ. ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
		ニ. 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
		ホ. 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
		ヘ. せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
		ト. 鍛造機
		チ. ワイヤフォーミングマシン
		リ. ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)
		ヌ. タンブラー
		ル. 切断機(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	建設用 資材製 造機械	イ. コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)
		ロ. アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)	
7	木材 加工 機械	イ. ドラムバーカー
		ロ. チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
		ハ. 碎木機
		ニ. 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
		ホ. 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
		ヘ. かなな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
8	抄紙機	
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	

5) 騒音規制法の規制基準

千葉県内の指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界において、次の規制基準を遵守しなければなりません(市の区域における規制基準は各市役所にお問い合わせください)。

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定」
昭和 49 年 8 月 20 日千葉県告示第 684 号
(最終改正：令和 5 年 7 月 7 日千葉県告示第 271 号)

用途地域(地域の区分)		時間の区分		
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 及び 午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌朝午前 6 時まで
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
第 2 種区域	第一種住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
	第二種住居地域 準住居地域			
第 3 種区域	近隣商業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
	商業地域 準工業地域			
第 4 種区域	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
	工業専用地域			

- ・騒音の測定方法は「日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法」による。
- ・第 2 種、第 3 種及び第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から 5 デシベルを引いた値である。
- ・第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、昭和 49 年 8 月 20 日千葉県告示第 684 号(最終改正：令和 5 年 7 月 7 日千葉県告示第 271 号)を参照のこと。

6) 測定方法等

「特定工場において発生する騒音の規制に関する基準」昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号(最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 67 号)より抜粋

- 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は早い動特性 (FAST) を用いることとする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、JIS Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。

1.5 特定建設作業の騒音規制について

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」昭和 49 年 8 月 20 日千葉県告示第 685 号
(最終改正：平成 27 年 7 月 31 日千葉県告示第 533 号)

1) 特定建設作業の届出について

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものをいいます。指定地域で特定建設作業を施工しようとする場合には、作業開始の 7 日前までに各市町村長に所定の届出が必要です。(騒音規制法第 14 条)

また、指定地域内で特定建設作業を行う者は、当該特定工場等の敷地境界において、環境大臣が定める規制基準を遵守しなければなりません。(騒音規制法第 15 条)

※但し、その作業が 1 日で終わる場合(作業開始日と終了日が同一の場合)には、騒音規制法の対象から除かれます。

2) 騒音規制法の特定建設作業

騒音規制法施行令別表第 2 (下表参照)に掲げる作業を「特定建設作業」といいます。

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

3) 特定建設作業の規制基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号（最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境庁告示第 66 号）

指定地域内で特定建設作業を行う者は、その敷地境界において、次の規制基準を遵守しなければなりません。

(1) 敷地境界における騒音の大きさ

規制基準	85 デシベル
------	---------

(2) 作業時間の規制

規制項目	第 1 号 区域	第 2 号 区域	適用除外作業
作業ができない時間	午後 7 時から翌日午前 7 時まで	午後 10 時から翌日午前 6 時まで	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 道路法により占有許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1 日あたりの作業時間	10 時間	14 時間	イ. 当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合 ロ. 災害や非常事態時の緊急作業 ハ. 生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業時間	連続 6 日間		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 変電所の変更工事で従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ. 道路法により占有許可条件に夜間作業が指定された場合 ヘ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合

区域の区分は下表のとおりとなります（市における区域については各市役所にお問い合わせください）。

第 1 号区域	- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 - 工業地域・工業専用地域のうち、学校・病院等の周囲 80 メートル以内の区域
第 2 号区域	工業地域・工業専用地域のうち、学校・病院等の周囲 80 メートル以外の区域

詳細についてはお住まいの市町村又は千葉県環境生活部大気保全課までお問い合わせください。

1.6 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
平成12年3月2日総令第15号
(最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)
平成12年3月28日千葉県告示第263号
(最終改正：平成13年1月5日千葉県告示第6号)

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度（これを「要請限度」という）を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できます。

また、市町村長は道路管理者又は関係行政機関の長に対して道路構造の改善等について意見を述べるすることができます。

1 要請限度値

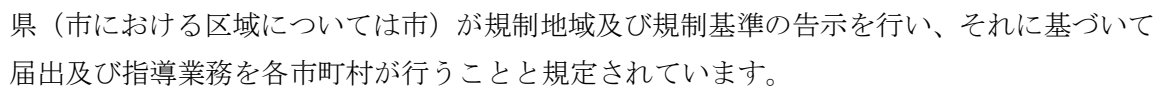
	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間 午前 6 時～午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時～翌日の 午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考 1 a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については市長）が定めた区域をいう。

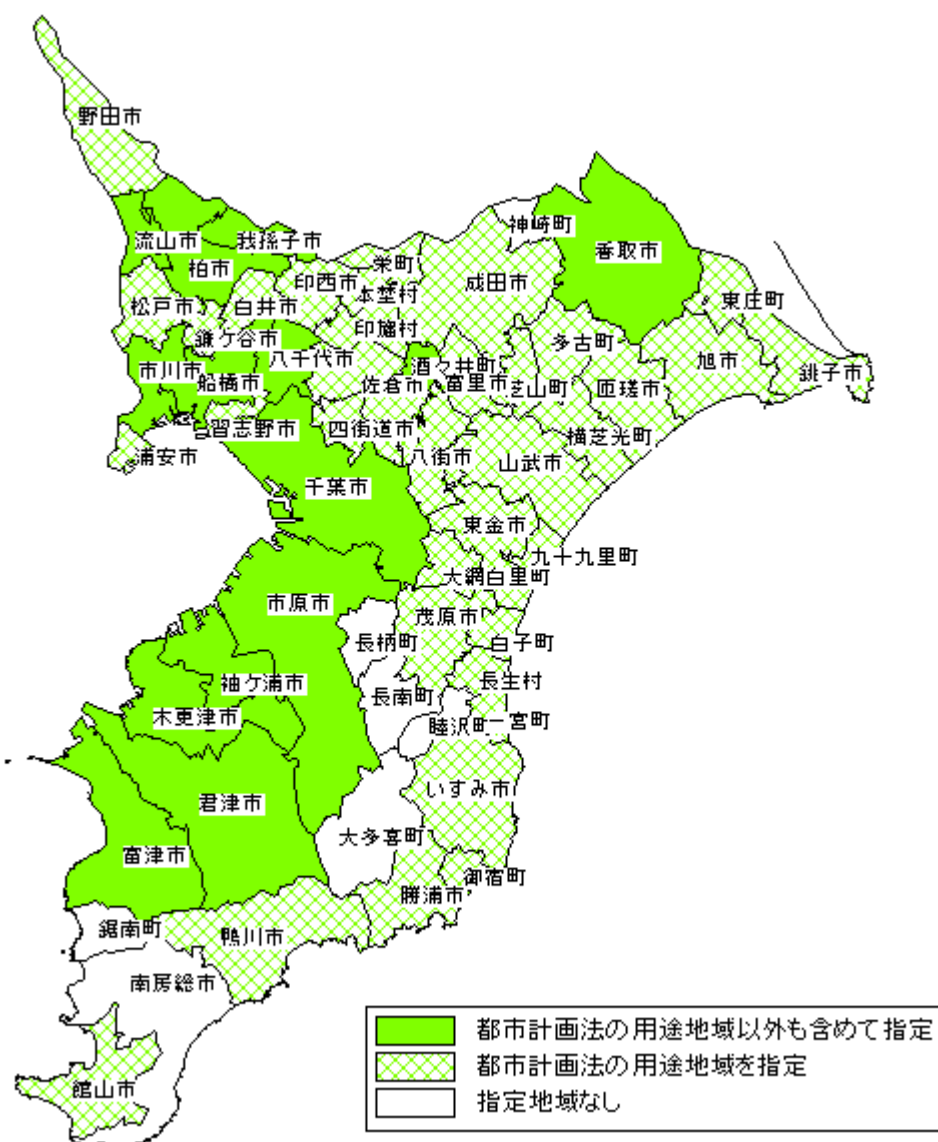
- (1) a 区域 専ら住居の用に供される区域
- (2) b 区域 主として住居の用に供される区域
- (3) c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

- 1 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 1.5 m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 2.0 m までの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。
- 2 車線とは、1 縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 3 昼間とは午前 6 時から午後 10 時までの間をいい、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。
- 4 騒音の測定・評価は、原則として道路の交差点を除く部分を対象とし、道路に接して住居等が立地している場合には道路端において行い、道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて住居等が立地している場合には、住居等に到達する騒音レベルを測定できる地点において行うものとする。
この場合、地上からの高さは、当該地点の鉛直線上において騒音が最も問題となる位置とし、一般的な平地における道路の場合は、原則として地上 1.2 メートルとする。
- 5 騒音の評価手法は、等価騒音レベル(L_{Eq})によるものとし、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について測定を行い、時間の区分ごとに全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価することとする。
- 6 騒音の測定は、当該道路に係る自動車騒音を対象とし、自動車騒音以外の騒音や当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響がある場合は、これらの影響を測定値から補正することとする。
- 7 騒音の測定方法は、原則として日本産業規格 Z 8 7 3 1 に定める騒音レベル測定方法によるものとする。建物の前で測定を行い、当該建物の反射の影響が無視できない場合には実測値を補正するなど適切な措置を行う必要があり、原則としては当該影響を避けうる位置で測定することとする。

1) 振動規制法の法体系



2) 振動規制法の規制地域



左図の着色部分が規制地域となります。

振動規制法の指定地域については、昭和52年11月29日千葉県告示第777号（最終改正：令和5年7月7日告示第272号）をご覧ください。もしくは市町村又は千葉県環境生活部大気保全課までお問い合わせください。

3) 特定施設の届出について

指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、市町村長に所定の届出を行わなければなりません。

また、すでに届出をした特定施設の数等の変更をしようとするときも、市町村長に変更に係る所定の届出を行わなければなりません。(振動規制法第6・7・8・10・11条)

特定施設等の設置の届出の窓口は、各市町村にて確認してください。

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界において、千葉県知事(市における区域については市長)が定める振動規制法の規制基準を遵守しなければなりません(振動規制法第3・4条)。

3 振動規制法の特定施設

振動規制法施行令別表第1(下表参照)に掲げる施設を「特定施設」といいます。

1	金属加工機械	イ. 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
		ロ. 機械プレス
		ハ. せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)
		ニ. 鍛造機
		ホ. ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
2		圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。) (注) 冷凍機に用いられるものは含まれない。
3		土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4		織機(原動機を用いるものに限る。)
5		コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
6	木材加工機械	イ. ドラムバーカー
		ロ. チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
7		印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
8		ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
9		合成樹脂用射出成形機
10		鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

4) 振動規制法の規制基準

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界において、次の規制基準を遵守しなければなりません。

「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定」

昭和 52 年 11 月 29 日千葉県告示第 778 号

(最終改正：令和 5 年 7 月 7 日千葉県告示第 273 号)

用途地域		時間の区分	
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 (印旛郡酒々井町：市街化調整区域のうち大字上本佐倉字大堀、向台、西台及び清光寺作の全部の地域、大字本佐倉字北大堀及び猿楽場の全部の地域並びに大字馬橋の南酒々井ネオボリス団地の全部の地域)	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

・学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 5 0 メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から 5 デシベルを引いた値である。

5) 測定方法等

「振動規制法施行規則」昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号（最終改正：

令和 3 年 4 月 1 日環境省令第 3 号）別表第 2 備考より抜粋

- 振動の測定は、計量法 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
 - 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から右の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。
- 振動レベルの決定は次のとおりとする。
 - 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

1.8 特定建設作業の振動規制について

「振動規制法」 昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号
(最終改正：令和 4 年 5 月 24 日法律第 52 号)
昭和 52 年 11 月 29 日千葉県告示第 779 号
(最終改正：平成 27 年 7 月 31 日千葉県告示第 535 号)

1) 特定建設作業の届出について

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定めるものをいいます。指定地域で特定建設作業を施工しようとする場合には、作業開始の 7 日前までに各市町村長に所定の届出が必要です。(振動規制法第 1 4 条)

また、指定地域内で特定建設作業を行う者は、当該特定工場等の敷地境界において、環境大臣が定める規制基準を遵守しなければなりません。(振動規制法第 1 5 条)

※但し、その作業が 1 日で終わる場合（作業開始日と終了日が同一の場合）には、振動規制法の対象から除かれます。

2) 振動規制法の特定建設作業

振動規制法施行令別表第 2（下表参照）に掲げる作業を「特定建設作業」といいます。

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（＊）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（＊）

（＊）作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

3) 特定建設作業の規制基準

指定地域内で特定建設作業を行う者は、その敷地境界において、次の規制基準を遵守しなければなりません。

「振動規制法施行規則別表第1」昭和51年11月10日総令第58号
(最終改正：令和3年4月1日環境省令第3号)

昭和52年11月29日千葉県告示第778号

(最終改正：令和5年7月7日千葉県告示第273号)

(1) 敷地境界における振動の大きさ

規制基準	75デシベル
------	--------

(2) 作業時間の規制 (千葉県ホームページより抜粋)

規制項目	第1号区域	第2号区域	適用除外作業
作業ができない時間	午後7時から翌日午前7時まで	午後10時から翌日午前6時まで	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 道路法により占有許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1日あたりの作業時間	10時間	14時間	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業時間	連続6日間		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 変電所の変更工事に従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ. 道路法により占有許可条件に夜間作業が指定された場合 ヘ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合

但し、区域の区分は下表のとおりとなります。

第1号区域	・第1種区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域） ・工業地域を除く第2種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域） ・工業専用地域のうち、学校・病院等の周囲80メートル以内の区域
第2号区域	・工業専用地域のうち、学校・病院等の周囲80メートル以外の区域

詳細については振動規制法施行規則別表第一をご覧ください。お住まいの市町村又は千葉県環境生活部大気保全課までお問い合わせください。

1.9 道路交通振動の要請限度

「振動規制法施行規則 第 12 条及び別表第 2」昭和 51 年 11 月 10 日総令第 58 号
(最終改正：令和 3 年 4 月 1 日環境省令第 3 号)
昭和 52 年 11 月 29 日千葉県告示第 780 号
(最終改正：昭和 52 年 11 月 29 日千葉県告示第 780 号)

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、道路交通振動が一定の限度（これを「要請限度」という）を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請です。

また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等を要請することができます。

1 要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

- 備 考 1. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
- 一 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
 - 二 第 2 種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。
2. 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事（市の区域内の区域に係る時間については市長）が定めた時間をいう。
- 一 昼間 午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時から午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時まで
 - 二 夜間 午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時から翌日の午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時まで
3. デシベルとは、計量法（平成 4 年法律 51 号）別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 注 都道府県知事、道路管理者及び都道府県公安委員会が協議するところにより、学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は上表に定める値以下当該値から 5 デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は 1 部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。（施行規則第 12 条）

2 測定方法等

(施行規則 昭和 51 年 11 月 10 日総令第 58 号別表第 2 備考 4、5、6 及び 7 抜粋)

- 1. 振動の測定は、計量法 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 3. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。
- 4. 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所
 - 二 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から右の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。
- 5. 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数字を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	